

# 足場の規則改正に係る Q&A

宮崎労働局  
各労働基準監督署

## 【まえがき】

建設業等において、足場等からの墜落・転落による労働災害が多発していることから、今回、足場等からの墜落防止等の対策の強化を図るため、労働安全衛生規則の一部が改正され、平成21年6月1日から施行されました。施行にあたり、厚生労働省で作成したりリーフレット等で改正内容の周知を図っているところですが、県内の各監督署には規則改正に伴う質問等が数多く寄せられています。そこで、建設業をはじめとした足場関係者の方々の疑問を少しでも払拭できればと考え、「足場の規則改正に係るQ&A」を作成しましたので、リーフレットと併せて参考にしていただければ幸いです。

**Q1**：今回の規則改正の適用は、いつからですか。また、現在既に設置している足場についても、今回の規則改正に伴う対策を講じないといけないのでしょうか？

**A1**：平成21年6月1日からの適用になり、現在設置している足場で、平成21年6月1日以降も引き続き設置される足場については対策が必要になります。

**Q2**：足場からの墜落死亡災害は、多いのでしょうか？

**A2**：全国の全産業(平成18年)で353名の方が墜落・転落で亡くなっており、その内、建設業で190名が亡くなっています。墜落した場所については、一番多い場所が窓、階段、開口部、床からの墜落で30名、次に多い場所が屋根、屋上からで28名、続いて足場からの26名という状況になっています。

**Q3**：宮崎県内でも、わく組足場のブレースの隙間からの墜落災害はありますか？

**A3**：宮崎県内でも、しっかりと足場を組んでいてもわく組足場のブレースの隙間から墜落して死亡したり、障害が残る災害が発生しています。また平成21年に入ってから休業災害が発生しています。

**Q 4** : 今回の足場に関する規則改正の適用は、高さが何m以上の足場が対象となるのでしょうか？

**A 4** : 作業床の高さが2m以上の足場は対象となります。

**Q 5** : 今回の足場に関する改正規則は、すべての種類の足場に適用されるのでしょうか？

**A 5** : 「ブラケット一側足場(建地にブラケットを取り付け、その上に足場板(床材)を敷き、これを作業床とした一列建地の足場)」などの一側足場を除き、すべての足場に適用されます。

なお、点検に関する規定については、一側足場であっても対象となります。

**Q 6** : ローリングタワー(移動式足場)についても、今回の足場に関する規則改正が適用されるのでしょうか？

**A 6** : 適用されます。

**Q 7** : 現場ではくさび緊結式足場を組むことが多いのですが、くさび緊結式足場はいわゆる「わく組足場」に該当するのでしょうか？

**A 7** : くさび緊結式足場は、「わく組足場以外の足場」に該当します。

なお、くさび緊結式足場による一側足場については、「A 5」のとおり適用がありません。

くさび緊結式足場の組立て方法等に関しては、社団法人仮設工業会が発行している「くさび緊結式足場の組立て及び使用に関する技術基準」を参考にしてください。

**Q 8** : 単管足場の手すりは、作業床から手すりのどの部分までが85cmないといけないのでしょうか？

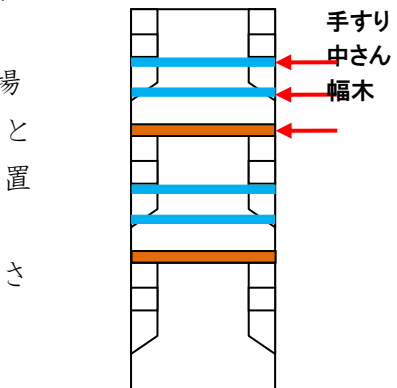
**A 8** : 手すりの高さは、作業床から手すりの上縁までです。単管足場の中さん、枠組足場の下さん、架設通路に設ける手すりやさんについても作業床からその上縁までの高さを言います。

**Q9** : わく組足場の作業床の端に高さ 15cm 以上の幅木を設けた場合、交さ筋かいの下に下さんを設ける必要がありますか？

**A9** : 法令上は高さ 15cm 以上の幅木を設ければ、下さんを重ねて設ける必要はありません。

**Q10** : わく組足場の妻面の対策は、何をすればよいですか？

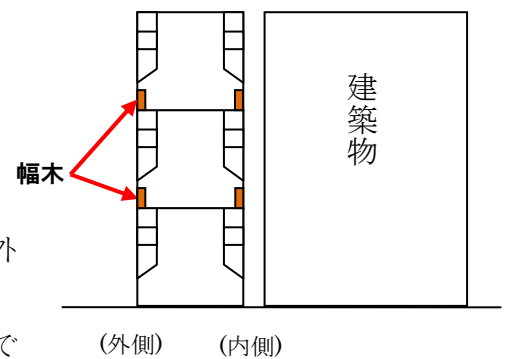
**A10** : 第563条第1項第3号においては、わく組足場妻面は「わく組足場以外の足場」に該当することとされているため、単管足場などの対策と同様の措置が必要であり、法令上、墜落防止設備として高さ 85cm 以上の手すりと高さ 35cm 以上 50 cm 以下の中さんを設け、さらに物体の落下防止設備として高さ 10 cm 以上の幅木を設ければ要件を満たします。



**Q11** : わく組足場の物体の落下防止対策は、足場の外側のみでよいのでしょうか？ それとも、躯体側(内側)にも物体の落下防止対策が必要でしょうか？

**A11** : わく組足場の物体の落下防止対策は、足場の外側、躯体側(内側)に関係なく、物体の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがあるときに必要です。具体的には、高さが 10cm 以上の幅木又は防網を設置するなどの措置が必要です。

なお、墜落防止措置についても同様に、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所については必要です。具体的には、交さ筋かいに加えて高さ 15cm 以上 40 cm 以下の下さんを設置するなどの措置が必要となります。



【断面図】

**Q12** : 幅木の代わりとなる「これと同等以上の機能を有する設備」とは、どのようなものがありますか？ また、幅木は厚さの規定がありますか？

**A12** : 防音パネル・ネットフレーム・金網などが通達で示されています。それ以外では、木製の道板を加工したものでも可能です。現在のところ、幅木について

ては厚さの規定がありません。

**Q13:** 下さん及び中さんの代わりに繊維ロープ(親づな・トラロープなど)で代用してもよいですか？

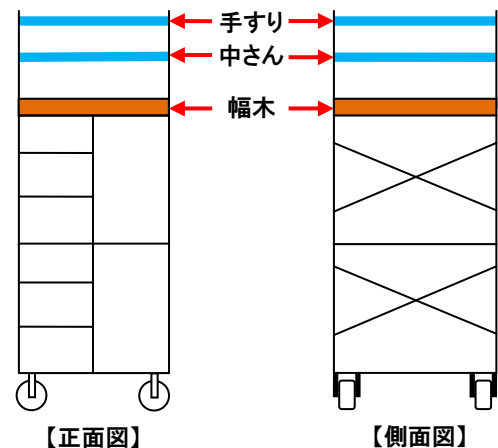
**A13:** 繊維ロープなどのたわむものは認められません。

**Q14:** わく組足場の架設通路にはどんな対策が求められますか？

**A14:** 架設通路についても墜落の危険のある箇所には、高さ 85cm 以上の手すり及び高さ 35cm 以上 50cm 以下のさんを取り付ける必要があります。

**Q15:** 3 段タイプのローリングタワーを使用するとき、2 段目についても幅木などの対策を講じる必要がありますか？

**A15:** 例えば、3 段目の作業床でしか作業を行わない(2 段目での作業はない)ということであれば、2 段目については特に対策を講じる必要はありません。なお、3 段目は、右図のように、わく組足場以外の足場と同様の対策が必要です。

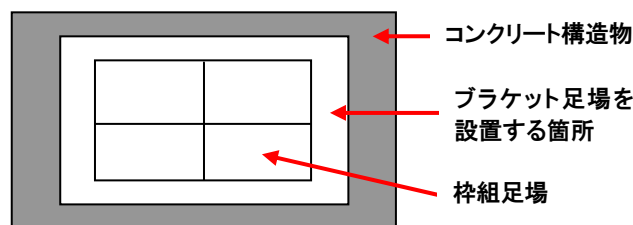


**Q16:** メッシュシートをわく組足場等の外側に張ることにより、墜落災害は防げると思いますが、メッシュシートに加え、さらに下さんを設けないといけませんか？

**A16:** メッシュシートについては、墜落現象を途中で食い止める効果はありますが、墜落・転落そのものを防止するには十分とは言えません。よって、わく組足場においては、墜落防止措置として下さん等の設置が必要です。

**Q17:** 下図のように、中空式のコンクリート構造物(内部が空洞である橋梁のピア)に内部足場(わく組足場)を設置する必要がありますが、わく組足場の作業床

の端と躯体との隙間が約 500mm あるためブラケット足場を張り出し、作業が進むにつれて 1 層ごとに上部に上がっていきます。下層には、特に作業がないため作業員が入ることはありません。このような作業であってもブラケット足場の端部に物体の落下防止用の幅木など等を設置しないといけなんでしょうか？



【平面図】

**A17:** 作業床の下部で作業が行われることがなく、物体の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがない場合には、幅木などの物体の落下防止措置の必要はありません。

**Q18:** 足場の点検に関しては、今まで悪天候の後や中震以上の地震の後などに実施すれば良かったと思いますが、今回、規則改正があったと聞きました。いつ点検を実施しなければいけなくなったのでしょうか？

**A18:** 従来から法令で規定されている次の①～③が発生した後の作業開始前の点検に加え、その日の作業を開始する前に、事業者は、足場の点検を行う必要があります。【参考：別添「各足場の点検チェックリスト」参照】

- ① 強風、大雨、大雪などの悪天候
- ② 中震以上の地震
- ③ 足場の組立て又は一部解体や変更

【参考】

強風 ⇒ 10 分間の平均風速が毎秒 10m 以上の風

大雨 ⇒ 1 回の降雨量が 50mm 以上の降雨

大雪 ⇒ 1 回の降雪量が 25mm 以上の降雪

中震 ⇒ 震度階級 4 の地震

**Q19:** 足場を使用する作業を行うときは、その日の作業を開始する前に点検が必要になりましたが、どのような内容を点検すればよいのですか？

**A19:** つり足場以外の足場について、事業者は今回の規則改正で設けられた墜落防止設備の取りはずしとその脱落の有無について点検が必要です。

つり足場については、次の①～⑤の項目に加え、事業者は今回の規則改正に

より設けられた墜落防止設備の取りはずしとその脱落の有無、幅木など物体の落下防止設備の取付状態と取りはずしの有無の点検が必要です。

- ①床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
- ②建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態
- ③緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
- ④筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無
- ⑤突りようどつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能

なお、点検で異常が認められたときはすぐに補修しなければなりません。

**Q20**：すべての足場について、強風、大雨、大雪などの悪天候の後、中震以上の地震の後、足場の組立て、一部解体や変更の後に足場を使用する際、作業を開始する前に点検を実施しなければいけませんが、その点検について教えてください。

**A20**：事業者は、次の①～⑦の項目に加え、今回の規則改正により設けられた墜落防止設備の取りはずしとその脱落の有無、幅木など物体の落下防止設備の取付状態と取りはずしの有無について点検を実施する必要があります。また、点検で異常が認められたときはすぐに補修しなければなりません。

- ①床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
- ②建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態
- ③緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
- ④筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無
- ⑤突りようどつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能
- ⑥脚部の沈下及び滑動の状態
- ⑦建地、布及び腕木の損傷の有無

**Q21**：悪天候の後などに行った足場の点検については、その記録を残さないといけませんか？

**A21**：事業者は悪天候の後などに行った点検の結果と補修した内容の記録を保存しなければいけません。記録は、それぞれの事業者が請け負った仕事のうち、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、保存しなければならず、元方事業者にあってはすべての工事が終了するまでの間、保存しなければなりません。

**Q22**：万が一、今回の足場に関する改正内容を適切に行わなかったことが原因で墜落死亡災害などが発生したときには、どんな処分になりますか？

**A22**：労働安全衛生法違反で書類送検されること等があります。

**Q23**：これから、説明会などの開催の予定はありますか？

**A23**：建設業安全大会などあらゆる機会を通じて周知していく予定です。

「足場の規則改正に係るQ & A」及び厚生労働省作成の「リーフレット」に関するお問い合わせは下記までお願いします。

なお、リーフレットは宮崎労働局ホームページでご覧になれます。

(宮崎労働局ホームページ <http://www.miyazaki.plb.go.jp/>)

お問い合わせ先

宮崎労働局労働基準部安全衛生課

TEL:0985-38-8835 FAX:0985-38-8830

宮崎労働基準監督署

TEL:0985-29-6000 FAX:0985-29-8761

延岡労働基準監督署

TEL:0982-34-3331 FAX:0982-34-0692

都城労働基準監督署

TEL:0986-23-0192 FAX:0986-23-0434

日南労働基準監督署

TEL:0987-23-5277 FAX:0987-23-4819